

# A225 放射線治療室管理加算

---

2022年4月22日時点（疑義解釈6まで）

日本ヘルスケアプランニング株式会社

## A225 放射線治療室管理加算（点数・算定要件）

### A225 放射線治療病室管理加算（1日につき）

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 1 治療用放射性同位元素による治療の場合 | 6,370点 |
| 2 密封小線源による治療の場合      | 2,200点 |

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室において、治療上の必要があつて放射線治療病室管理が行われた入院患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、放射線治療病室管理加算を算定できるものを現に算定している患者であつて、治療用放射性同位元素による治療が行われたものに限る。）について、所定点数に加算する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室において、治療上の必要があつて放射線治療病室管理が行われた入院患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、放射線治療病室管理加算を算定できるものを現に算定している患者であつて、密封小線源による治療が行われたものに限る。）について、所定点数に加算する。

# A225 放射線治療室管理加算（施設基準）

## 1 治療用放射性同位元素による治療の場合の施設基準

治療用放射性同位元素による治療を行う十分な設備を有しているものとして、以下のいずれも満たしていること。

- (1) 医療法施行規則第30条の12に規定する放射線治療病室又は特別措置病室であること。なお、当該病室の画壁等の外側における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるように画壁等その他必要な遮蔽物を設けること。ただし、当該病室の画壁等の外側が、人が通行又は滞在することのない場所である場合は、この限りでない。
- (2) 当該病室内又は病室付近に必要な放射線測定器（放射性同位元素による汚染の検査に係るもの）、器材（放射性同位元素による汚染の除去に係るもの）及び洗浄設備並びに更衣設備を設置していること。ただし、当該病室が特別措置病室である場合には、更衣設備の設置に代えて、作業衣を備えることをもって、当該基準を満たしているものとして差し支えない。  
当該病室が放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示していること。

## 2 密封小線源による治療の場合の施設基準

密封小線源による治療を行う治療を行う十分な設備を有しているものとして、以下のいずれも満たしていること。

- (1) 医療法施行規則第30条の12に規定する放射線治療病室又は特別措置病室であること。なお、当該病室の画壁等の外側における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるように画壁等その他必要な遮蔽物を設けること。ただし、当該病室の画壁等の外側が、人が通行又は滞在することのない場所である場合は、この限りでない。
- (2) 当該病室が放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示していること。

## 3 届出に関する事項

- (1) 放射線治療病室管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式26の3を用いること。
- (2) 当該病室の平面図を添付すること。

# A225 放射線治療室管理加算

届出関連

---

# A225 放射線治療室管理加算（届出関連）

## ・届出に関する事項

放射線治療病室管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式26の3を用いること。

### 治療用放射性同位元素による治療の場合

別添7

基本診療料の施設基準に係る届出書

施設医療機関コード 又は保険薬局コード	届出番号	放射線治療 部 号
------------------------	------	-----------------

連絡先  
担当者氏名：  
電話番号：

（届出事項）

【 放射線治療病室管理加算  
（治療用放射性同位元素による場合） 】の施設基準に係る届出

当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づきものである。）を行ったことがないこと。

当該届出を行う前6月間において療育規則及び療育規則並びに施設基準に基づき厚生労働大臣が定める検査事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ既に違反していないこと。

当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

備考について、上記基準のすべてに適合しているため、別添の様式を添えて届出します。

令和 年 月 日

施設医療機関の所在地  
及び名称

開設者名

近畿厚生局長 殿

備考1 [ ]欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。  
2 □には、適合する場合「し」を記入すること。  
3 届出書は、1通届出のこと。

様式26の3

放射線治療病室管理加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 病室の区分（該当する病室に「✓」すること。）

(1) 治療用放射性同位元素による治療の場合  
 放射線治療病室 ・  特別措置病室

(2) 密封小線源による治療の場合  
 放射線治療病室 ・  特別措置病室

2 病室の設備について

届出事項	病床数	必要な設備等の設置	
(1) 治療用放射性同位元素による治療の場合	放射線治療病室	床	遮蔽物 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
		床	放射線測定器 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
	特別措置病室	床	器材（放射性同位元素による汚染の除去に係るもの）及び洗浄設備並びに更衣設備 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
		床	放射線治療病室の掲示の有無 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
(2) 密封小線源による治療の場合	放射線治療病室	床	遮蔽物 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
		床	放射線治療病室の掲示の有無 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
	特別措置病室	床	器材（放射性同位元素による汚染の除去に係るもの）及び洗浄設備並びに作業衣 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
		床	特別措置病室である旨を掲示 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無

【記載上の注意】

- 1 治療用放射性同位元素による治療の場合に係る届出にあたっては、放射線治療病室又は特別措置病室の平面図（当該届出に係る病室が明示されており、必要な遮蔽物、放射線測定器、汚染除去にかかる器材、洗浄設備及び更衣設備の場所、並びに、放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示している場所がわかるもの。）を添付すること。その際、適宜写真等を添付してもよい。
- 2 密封小線源による治療の場合に係る届出にあたっては、放射線治療病室又は特別措置病室の平面図（当該届出に係る病室が明示されており、当該届出に係る必要な遮蔽物や、放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示している場所のわかるもの）を添付すること。その際、適宜写真等を添付してもよい。

※上記の様式の他に病室の平面図が必要。

# A225 放射線治療室管理加算（届出関連）

## ・届出に関する事項

放射線治療病室管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式26の3を用いること。

### 密封小線源による治療の場合

別添7

基本診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険業種コード	届出番号 (放射線科) 第 号
連絡先 担当者氏名: 電話番号: 	
(届出事項) [ 放射線治療病室管理加算 (密封小線源による場合) ] の施設基準に係る届出	
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに關する。)を行ったことがないこと。 <input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において懲罰規則及び基準規則並びに施設基準に基づき厚生労働大臣が定める廃止事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 <input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 <input type="checkbox"/> 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は診療所の員数の基準に適合する保険医療機関でないこと。	
備考について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。	
令和 年 月 日	
保険医療機関の所在地 及び名称	
開設者名	
近藤厚生院長 殿	
備考1 [ ] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 [ ] には、適合する場合「シ」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。	

様式26の3

放射線治療病室管理加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 病室の区分(該当する病室に「✓」すること。)

(1) 治療用放射性同位元素による治療の場合  
 放射線治療病室 ・  特別措置病室

(2) 密封小線源による治療の場合  
 放射線治療病室 ・  特別措置病室

2 病室の設備について

届出事項	病床数	必要な設備等の設置		
(1) 治療用放射性同位元素による治療の場合	放射線治療病室	床	遮蔽物	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
		床	放射線測定器	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
	特別措置病室	床	器材(放射性同位元素による汚染の除去に係るもの)及び洗浄設備並びに更衣設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
		床	放射線治療病室の掲示の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
(2) 密封小線源による治療の場合	放射線治療病室	床	遮蔽物	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
		床	放射線測定器	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
	特別措置病室	床	器材(放射性同位元素による汚染の除去に係るもの)及び洗浄設備並びに作業衣	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
		床	特別措置病室である旨を掲示	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無

#### 【記載上の注意】

- 治療用放射性同位元素による治療の場合に係る届出にあたっては、放射線治療病室又は特別措置病室の平面図(当該届出に係る病室が明示されており、必要な遮蔽物、放射線測定器、汚染除去にかかる器材、洗浄設備及び更衣設備の場所、並びに、放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示している場所がわかるもの。)を添付すること。その際、適宜写真等を添付してもよい。
- 密封小線源による治療の場合に係る届出にあたっては、放射線治療病室又は特別措置病室の平面図(当該届出に係る病室が明示されており、当該届出に係る必要な遮蔽物や、放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示している場所のわかるもの)を添付すること。その際、適宜写真等を添付してもよい。

※上記の様式の他に病室の平面図が必要。